

海外経済要録

国際機関

◇ガット、1970年の世界貿易に関する報告を発表

ガット事務局は2月16日、昨年の世界貿易に関する報告を発表した。要旨次のとおり。

- (1) 1970年は、世界全体で生産の伸びが鈍化(前年比+3%、69年同+5.5%)したにもかかわらず、輸出額(名目ベース)は前年比13%強と、ほぼ前年(13.9%)に匹敵する伸びとなった(総額3,080億ドル)。
- (2) ただし、この間輸出物価は前年比6%高と、朝鮮動乱以来の急騰を示しており、数量ベースの輸出の伸びは7%と前年実績(同11%)を下回った。輸出物価高騰の主因は工業品の値上がり(前年比+7%)にあり、一次産品価格の上昇は比較的小幅(同+4%)であった。
- (3) 71年の世界貿易は名目ベースで7~11%、数量ベースで5~7%の伸びが見込まれる(生産の伸びは4.5%と想定)。

米州諸国

◇米国、公定歩合を引下げ

米国連邦準備制度理事会は2月12日、ニューヨーク連銀を除く11連銀(注1)が公定歩合を5.0%から4.75%に引き下げ、13日(注2)から実施することを承認した旨を発表した。

今次引下げは昨年11月以降通算5度目であるが、その趣旨につき同理事会は、「短期市場金利とより密接な関係を維持するため随時(from time to time)公定歩合を小幅に動かすという最近の慣行に従ったもの」と説明している。同理事会が「小幅かつ随時」な公定歩合変更を公式に表明したのは今回がはじめてである。

(注1) 2月18日、ニューヨーク連銀の追随引下げ措置が承認された(19日から実施)。

(注2) 従来と異なり実施日が土曜日になったのは、昨年12月の連銀貸出手続改正(実施は2月4日から、1月号「要録」参照)により、新公定歩合が既往の貸出残高に対してただちに適用される(利息は返済時に徴求)こととなったのに伴うもの。

◇カナダ、公定歩合を引下げ

1. カナダ銀行は2月12日、公定歩合を6.0%から5.75%に引き下げ15日から実施する旨を発表した。

引下げの趣旨につき同行のラズミンスキー総裁は、「主として海外金利の低下傾向にかんがみ採られたもの

であるが、同時にここ2、3か月来国内金利がかなり低下してきていることをも配慮した」と述べている。

2. 続いて同行は2月23日、公定歩合を5.25%に引き下げ24日から実施する旨を発表した。

これにつき同総裁は、国内経済の停滞および対外ポジションの強調(注)にかんがみ採られた措置であると説明している。

(注) 2月15日の公定歩合引下げ後、米国短期市場金利の一段低下もあり金利差を映した短資の流入圧力が強まり、カナダ・ドル相場は2月22日には99.655米セント(平価比7.7%高)と昨年6月の平価維持操作停止以来の高水準に達していた。

欧州諸国

◇EEC、中期信用供与機構を創設

EEC閣僚理事会は2月9日、懸案であった域内諸国相互間の中期信用供与機構(mécanisme de concours financier à moyen terme)の創設を決定した。本機構は加盟国蔵相の署名を得たのち1972年1月1日から発効する。

取決めの概要は次のとおり。

- (1) 信用限度総額 20億ドル
- (2) 本取決めの期間 1972年1月1日から4年間。その後は原則として5年ごとに自動更新、ただし経済通貨同盟の第2段階への移行について合意が成立しない場合(「国別動向」参照)は更新されない。
- (3) 利用および負担限度額 フランス、西ドイツ各6億ドル、イタリア4億ドル、オランダ、ベルギー・ルクセンブルク各2億ドル。
- (4) 利用条件 国際収支上の困難に陥るか、そのおそれのある場合。
- (5) 信用供与期間 2~5年
- (6) 資金負担の免除 国際収支上の問題が生じた場合には、上記(3)の信用供与と負担を免除される。
- (7) 次の事項は閣僚理事会において決定される。

イ. 信用供与の諾否

ロ. 信用供与の場合の金額、条件(金利、方式等)

ハ. 借入れ国が経済政策上履行すべき義務

ニ. 貸付国が国際収支困難に陥った場合、貸付国側からの貸付資金引揚げあるいは肩代わり要請に対する諾否

◇英国、十進法通貨への移行を実施

1. 英国のポンド・スターリング貨は2月15日、十進法通貨へ移行した。これにより従来の £. s. d. 制(1ポンド=20シリング、1シリング=12ペンス)は、£. p. 制

(1ポンド=新100ペンス)となった。

十進法通貨への移行は66年3月4日に大蔵大臣が議会で方針を発表して以来、5年の準備期間を経て実現をみたものである。今後72年8月までの経過期間(18ヵ月)中は新・旧両通貨が流通し、経過期間終了とともに、旧通貨は6ペンス貨(例外的に73年2月まで流通)を除きすべて廃貨となる(ただし、十進法通貨委員会では、新通貨の流通が促進されるならば、71年末をもって経過期間満了とすることもありうるとしている)。

2. 移行までのおもな経緯は次のとおり。

1966年12月 政府、十進法通貨移行につき詳細な計画を盛り込んだ白書を発表

〃 ￡. s. d. 制から￡. p. 制への移行を順便にするため、十進法通貨委員会(The Decimal Currency Board)を設置

67年7月 十進法通貨法(Decimal Currency Act 1967)(原則)制定

68年4月 新5ペンス貨、新10ペンス貨を発行

69年5月 十進法通貨法(細則)制定

8〃 ½ペニー貨、廃貨

10〃 新50ペンス貨を発行

12〃 2シリング6ペンス貨、廃貨

70年4月 政府、6ペンス貨は73年2月まで廃貨しない旨発表

11〃 10シリング券、廃貨

71年2月15日 十進法移行日(D-Day)。新2ペンス貨、新1ペニー貨および新½ペニー貨を発行

なお、ホールズベリー委員会(61年、大蔵大臣によって設置された十進法移行のための調査委員会)の試算によれば、十進法移行に伴う総費用は約130百万ポンドとされている。

◇英国、短・長期国債を発行

英国大蔵省は、2月17日および3月5日に短・長期国債の発行を発表した。これは1月に発行した中・長期国債(2月号「要録」(注)参照)の英蘭銀行発行部手持ち分がいずれも払底したため、これを補充する目的で発行されたものであり、金融引締め堅持という当局の姿勢を示したものとみられている。発行要項はそれぞれ次のとおり。

	短期国債	長期国債
発行日	2月23日	3月11日
発行額	6億ポンド	6億ポンド
償還期限	1976年3月	1992年3月～ 1996年3月

表面金利 6.5% 9.0%

発行価格 95.50ポンド 95.50ポンド

応募者利回り 7.59% 9.47%

(注) 2月号「要録」中の発行日1月7日、1月14日は、それぞれ1月13日および1月20日の誤りにつき訂正。

◇英国、電力産業の質上げに関するウィルバーフォース報告

2月10日、英国の今後の賃金・物価動向を左右するものとして注目されていたウィルバーフォース査問委員会の報告が雇用相に提出された。同委員会は昨年12月、電力コスト収拾のための機関として設立され、電力産業の質上げ幅につき検討を重ねていたものである。報告の骨子は次のとおり。

(1) 全被用者(120千人)に対し1人当り年間105ポンドの昇給(これは9.7%の賃上げ率に相当し、電力庁の回答と同額。ちなみに、労組の要求額は年間300ポンド)。

(2) 熟練労働者(43千人)については、上記(1)に加え、年間35ポンドの昇給。

(3) 「生産性賃金計画」(注)(Productivity Payments Scheme)への参加の意思を表明しながら、電力庁側の事情により実際に参加できない労働者に対し、当面1週当たり1ポンドを支給。ただし、1972年1月までに、この額を段階的に2ポンドまで引き上げる。

(注) 1967年、電力労使間の協定によって導入された、生産性向上への貢献度に応じ割増賃金を支払う制度。同計画への現在の参加者は全労働者の20%程度。

なお、本報告による総賃上げ率については、政府側では10.9%、労組側では15.5%と算定している。

◇西ドイツ、売りオペ・レートの一部引下げを実施

ブンデスバンクは2月12日、17日の2度にわたり、割引国庫債券売却レートを各½%、¼%引き下げた(大蔵省証券、備蓄機関証券は据置き)。同措置はいずれも金融市場の緩和傾向に追隨して行なわれたものとみられている。

この結果、割引国庫債券の売りオペ・レートは次のとおりとなった(単位・%、カッコ内は2月11日までのレート)

6ヵ月もの	6% (6¾)
1年〃	6¼ (6%)
1年半〃	6⅝ (6½)
2年〃	6 (6%)

◇西ドイツ、連邦中期債を発行

ブンデスバンクは、2月16日、69年9月以来1年5ヵ月

ぶりに連邦中期債(注)(Kassenobligationen der Bundesrepublik Deutschland)を募集した。

(注) 連邦中期債は期間3～4年の確定利付債券(今回は7%)で入札公募方式。

今回の発行額および入札レートは次のとおり。

期間	発行額	入札レート (応募者利回り)	ブンデスバンクの提示した 最低価格	(同最高 利回り)
3年	50百万マルク	7.70%	98%	(7.75%)
3.5	100	7.69	98½	(7.74)
4	50	7.71	98	(7.75)

◇フランス、準備預金制度を改正

フランス政府は2月24日、準備預金制度の改正に関する政令を公布、貸出にも準備率を適用するなど新たな準備預金制度の採用を発表した。本政令に基づき、国家信用理事会は2月26日、準備率の最高限度など運用の大枠を決定、3月21日から発効することとした。制度改正の要点は次のとおり。

- (1) 適用対象範囲の拡大 従来対象となっていた登録銀行および非登録銀行など銀行的性格を有する金融機関に加え、不動産金融会社、割賦金融会社など預金受入れを行わない金融業者をも準備預金制度の対象とする。
- (2) 準備積立て義務の改正 対象金融機関は特定の債務ならびに貸出に対して、それぞれ一定の準備額をフランス銀行に無利子の当座預金として積み立てる。ただし、金融業者については、準備積立て義務は貸出に対してのみ適用される。また、対象債務については新たに金融機関が発行する債券も加えられる。
- (3) 準備率の最高限度の改正 預金等の債務に対しては15%(従来10%)、貸出に対しては10%(新設)とする。

◇フランス、賦払信用規制を一部緩和

国家信用理事会は2月26日、賦払信用規制の緩和について検討、営業用自動車の頭金率を30%から20%に引き下げ、3月1日から実施することとした。なお、乗用車の頭金率は40%に据え置かれた。

◇フランス、直接投資に関する事前申告制を一部改正

フランスではこれまで、対内・対外直接投資については大蔵大臣に対する事前申告が義務づけられていたが(1967年2月22日付政令)、このほどE E C諸国との間の直接投資については事前申告義務を免除する旨の法令改正が行なわれた(71年2月22日付政令)。ただし、これと同時に、直接投資実行にかかる資金の移動については、

従来居住者のみが大蔵大臣の事前許可の対象とされていた取扱いを改め、居住者・非居住者を問わずすべて事前許可を要することとなった。

上記改正はかねてE E C委員会からE E C域内におけるフランスの直接投資規制に不満が表明され、その改正が要請されていたため、政策当局がこれにこたえるかたちで、法規上の取扱いについてのみ他のE E C諸国並みに自由化を行なったものである。しかし、資金移動についてはすべて大蔵大臣への事前許可制としたため、実質的な効果は従来と大差ないとみられる。

◇イタリア、対外投資規制を手直し

イタリア政府は1月12日以降、同国居住者による国際投信受益証券等の購入につき、イタリア為替局の事前許可を要することとした。従来国際投信受益証券等については海外の主要株式市場のうち3ヵ所以上で上場されているものであれば自由に購入できるようになっていたが、昨年のI O S問題等にかんがみ投資家保護の見地からこれを許可制にし、購入対象証券の審査等を行なうことにしたものである。

◇イタリア、ローマ銀行、Commerzbank および Crédit Lyonnais との業務提携に参加

イタリア市銀中第3位のローマ銀行(Banco di Roma)は昨年末成立をみたCommerzbank(西ドイツ)とCrédit Lyonnais(フランス)との業務提携に参加することとなり、1月11日3行間で正式調印が行なわれた。提携の内容はさきに成立した2行間のものとまったく同様と伝えられている(45年11月号「要録」参照)。

なお、ローマ銀行は総資産64億ドル、営業店数275、従業員数9千名、国営持株会社I R Iが総株式の約9割を保有している準国営銀行である。

◇スウェーデン、物価統制を一部緩和

スウェーデン政府は、現行物価統制措置(注)を一部緩和することを決定、2月11日から実施した。

本措置によって、輸入品のうち生産増大に寄与するものおよび消費に直接関係のないもの(機械、器具<医療器械を含む>、化学・鉄鋼製品等)ならびにサービスが、物価統制対象品目から除外された。

なお政府は今回の措置に先だち、すでに一部輸入原材料(石炭、コークス、ガソリン等)について国際市場価格の上昇分に見合う価格引上げを認めている(70年12月)ほか、本年1月1日以降民間バス運賃および道路輸送費の5%値上げを認可しており、今後も製造販売業者の要望

に沿って徐々に統制の緩和を進めていくものとみられている。

(注) 70年10月7日以降実施。詳細は45年11月号「要録」参照。

◇デンマーク、物価凍結措置を延長

デンマーク下院は2月26日、現行の物価凍結措置(注)の期限延長に関する政府提案を可決した。延長期間は明示されておらず、「現行の賃金改訂交渉が一応の終結をみるまで」となっている。

(注) 70年10月12日以降実施されており、71年3月1日までを期限としていた。詳細は45年11月号「要録」参照。

上記延長措置は、政府が労組に対し賃上げ自粛方を要望していたにもかかわらず、大幅な賃上げ要求(注)を背景に交渉が難航していることにかんがみ採られたものであると説明されている。しかしすでに賃金交渉は收拾段階にはいっており、おそくとも3月15日までは妥結すると見込まれていることから、本延長措置が長期にわたることはまずあるまいとみる向きが多い。

(注) 政府が物価安定を脅かさない賃金上昇率の限度を3.5~4.0%としているのに対し、労組組合は平均6.5%の賃上げを要求。

◇スイス、市中貸出規制を継続

スイス国民銀行は、2月末に締結された市中銀行との協定に基づき、69年9月以来実施されている市中貸出規制(注)をさらに1年間延長することとした。協定の内容は次のとおり。

(注) 69年9月1日以降2年間を限度に市中貸出規制に関する紳士協定を締結(44年10月号「要録」参照)。

- (1) 71年8月1日以降72年7月31日までの貸出増加率を、規制対象金融機関平均で8.26%以内とする。
- (2) ただし、住宅建設、社会資本整備を推進するため、この間の住宅貸付および公共団体向け貸付については、71年1月末同貸付残高のそれぞれ0.7%、2.0%相当額の追加融資を認める(総額5億スイス・フランと推定される)。この追加融資枠はスイス国民銀行が算定し、金融機関あて個別にその金額を通知する。
- (3) スイス国民銀行は、今後の経済情勢の推移に応じ、更新期以前に同措置の緩和ないし廃止を決定できる。

上記決定についてスイス国民銀行は、「製造業の設備投資、民間住宅建設の盛行を主因に70年は景気の急速な拡大がみられ、これは71年にはいっても継続するものと予想される。このため、国内金融機関が現行貸出規制の解除を見越して信用供与の事前承諾を増大させるおそれがあり、これを防止するねらいで採られたもの」と説明している。

アジアおよび大洋州諸国

◇パキスタン国立銀行、高率適用制度を実施

パキスタン国立銀行は、最近の政情不安を背景に投機需資台頭や資本逃避に伴う商業銀行貸出および預金取りぐずしが急増しているため、1月30日、対指定銀行貸出に高率適用を実施する旨を発表した。措置の概要は次のとおり。

(1) 既往貸出分

1月15日現在、国立銀行の貸出残高が30百万ルピーをこえている指定銀行に対しては、当該残高のうち10百万ルピーにつき、1月16日以降返済日まで、公定歩合(0.5%)の1%高の利率を課す(残余の分には公定歩合を適用)。ただし、2月6日までに返済した分については適用外とする。

(2) 新規貸出分

国立銀行の指定銀行に対する1月16日以降の新規貸出分については、10百万ルピーまでは公定歩合の2%高、10百万ルピーをこえる分には同3%高の利率を課す。

◇セイロン、国営貿易公社法、強制貯蓄法の成立

バンダラナイケ政権は、昨年6月成立以来社会主義政策強化の具体策を進めていたが、このたび上記2法が国会を通過し、1月1日から実施された。

(1) 国営貿易公社法

本法は、①輸出入業務の独占、②国内卸売業および必要な場合には小売業、③これら業務に必要な動産、不動産の強制取得、④同国産品の国内外におけるマーケティングの拡大と市場調査、を主要業務とするスリランカ国営貿易公社を設立するためのもので、同公社は本年1月1日から発足した。

(2) 強制貯蓄法

本法は高額所得者に対し、所得の一部につき銀行に対して次のとおり強制預入を義務づけるもので、その預金は2年据置き、金利5%である。

年間所得	強制貯蓄率
6,001~12,000ルピー	2%
12,001~25,000 //	5%
25,001~60,000 //	10%
60,001~140,000 //	15%
140,000ルピーをこえるもの	20%

なお、企業利潤等に対する強制貯蓄案(企業利潤から税金、配当を控除した額の50%および配当のうち12%を

こえた分を銀行に強制預入)は、野党の反対もあって見送られた。

◇ニュージーランド、物価監視制度を実施

ニュージーランド政府は、最近のコスト・インフレーションの激化に対処して、昨年11月に全商品に対する物価凍結令(70年11月17日～71年2月14日)を発動したが、このほど同措置の期限切れに伴い、新たに物価監視制度(Pirce Justification Scheme)を設け、価格引上げに対して事前許可制を採用することとした。

(1) 期間

71年2月15日から6月30日まで

(2) 対象品目

食料品、日用雑貨、酒類、建築材料、衣類、家庭電気製品等約70品目(主として日常生活に関係のあるも

ので、総取引額の約60%をカバー)。

(3) 規制内容

イ. メーカーは、対象品目の販売価格を2月14日現在の水準にとどめる。ただし、価格引上げを希望する者は、その理由を付して商工省に申請し、3週間以内に却下されない場合にかぎり価格を引き上げることができる。なお、申請が却下された場合には、物価審議会(Pirce Tribunal——政府任命の中立委員により構成)に提訴することができる。

ロ. 卸・小売業者のマージンは、70年11月12日において慣行となっていた率を上回ってはならない。また、慣行となるマージン率がない場合には物価審議会が定める。